

5月6日ゼミは開催します

埼玉古墳群「稲荷山古墳」出土鉄剣の銘

文を改めて見直す —【検証】「辛亥年 = 531年、

獲加多支鹵大王 = 欽明天皇」説は「471年、雄略天皇説」を凌駕しえたか —

5月6日ゼミ紹介文—相澤 省一会員記

2020年2月1日の定例会で、「稲荷山古墳出土鉄剣の辛亥年は471年である」とした早川由紀夫氏ら(2015)の論文「榛名山で古墳時代に起こった渋川噴火の理学的年代決定」はその解釈に問題があり、銘文の辛亥年は炭素14年代測定法で471年に確定したわけではないと解説した。しかしその発表内容は、早川氏らの論文を精読したかぎりでの考察に基づくものである。このことをもって辛亥年が531年と決まったわけではない。

この発表をきっかけに、改めて(ではなく、わたしにとってはずべて初めてであるが)、稲荷山古墳出土鉄剣の銘文に関してこれまでに発表された論文や著書、さらには月刊誌や週刊誌、新聞などに掲載された様々な論考や解釈を読み、自分なりの考えをまとめる作業を続けた。今回、得られた知見に私の解釈も含めて、下記の順で話しを進め、たどり着いた結果を御紹介したい。話しは9項目になるが、1から6までは概要説明にとどめ、7～9について詳述する。

- 1 はじめに — 「稲荷山古墳」出土鉄剣銘文発見までのいきさつ—
- 2 「稲荷山古墳」出土鉄剣銘文の読みと解釈
- 3 銘文解析当時(1978)の我が国の世相と歴史学界の趨勢(好太王碑文改竄問題を含む)
- 4 辛亥年は471年、獲加多支鹵大王は雄略天皇—一定説とされる「岸俊男」説とはどのようなものか—

5 考古学的手法によって、銘文の辛亥年は特定できたか

6 531年の「辛亥の変」とはなにか — 獲加多支鹵(ワカタケル)は欽明とする説の出てくる背景 —

7 辛亥年は531年、獲加多支鹵(ワカタケル)大王は欽明天皇とする根拠に関する考察

A) 獲加多支鹵(ワカタケル)は普通名詞であり、雄略ではない

B) 「斯鬼宮」は雄略天皇の「泊瀬朝倉宮」ではない。「斯鬼宮」は欽明天皇の「磯城嶋金刺宮」である

C) 『古事記』の垂仁記にある「朝倉」は「師木」とは関係がない

D) 471年には雄略天皇は即位していない

E) 鉄剣銘文の漢字表記は欽明朝の時期のものである

F) 鉄剣銘文の「獲」を始めとする異体字は471年には使われない。それ以降である

8 辛亥年=531年、獲加多支鹵=欽明説をとる石渡信一郎氏の「古代史観」の根拠に関する考察

9 鉄剣銘文の辛亥年は471年、獲加多支鹵=ワカタケル=雄略天皇=倭王「武」の等式は成り立つか

鉄剣銘文の辛亥年を471年、獲加多支鹵をワカタケルと読んで雄略天皇に比定した岸俊男説(定説)に疑義を呈し、辛亥年は531年、獲加多支鹵大王は欽明天皇とする人がその理由としてあげる根拠はさまざまあるが、主なものは7のA～Fに絞られる。それぞれの根拠の主張・提唱者は下記のとおりである(順不同)。

- A) 浜田敦、関和彦、佐々克之、長田夏樹、松本清張、池上巖、大和岩雄
- B) 浜田敦、関和彦、白崎昭一郎、池上巖、大和岩雄
- C) 大和岩雄
- D) 藤間生大、坂元義種(両氏は銘文発表以前に提起)、大和岩雄、長田夏樹、
- E) 長田夏樹

F) 井上秀雄、白崎昭一郎

ただし、すべての人が欽明天皇説をとっているわけではない。辛亥年=531年、獲加多支鹵=欽明を強く主張したのは白崎昭一郎氏と大和岩雄氏の二人である。両氏は『東アジアの古代文化』誌上で定説に反対の論陣を張っている。関和彦氏と長田夏樹氏も辛亥年=531年、獲加多支鹵=欽明ではあるが、それほど強い論調ではない。他の人は欽明説ではなく、獲加多支鹵について該当者をあげていない。藤間生大氏は銘文が明らかになる前、『倭の五王』(岩波新書、1968)で、雄略に比定される倭王武の即位は477年かその直前と記述している。坂元義植氏も銘文発見以前(1969)に倭王武の即位は478年であるとしていたが、銘文発見後の銘文に対する両氏の対応は異なる。

石渡信一郎氏と竹内裕氏も「辛亥年=531年、獲加多支鹵=欽明天皇」説であるが、両氏がそれを表明したのは鉄剣の銘文発表から10年以上経った後である。

【石渡信一郎氏の古代史観】

石渡氏の「531年、欽明天皇」説を理解するには、その前に、氏の古代史観を認識する必要がある。氏の古代史観では継体天皇は応神天皇の実弟であり、仁徳天皇から武烈天皇までの10代の天皇は架空の人物で、実在しない。この歴史観では雄略天皇は実在しない天皇であるから、辛亥年=471年、獲加多支鹵=雄略はありえないことになる。さらに石渡氏は自らの史観の確かさを主張するために、須恵器の編年(田辺昭三『須恵器大成』、1981)を50~60年ほど年代を新しくする必要があった。その場合、鉄剣銘文の辛亥年は531年でないといふ自らの歴史観と整合性がとれない。

石渡氏は自然科学的及び考古学的証拠を基に田辺氏の須恵器編年を見直し、氏独自の編年表を作成した。その新編年表の年代を基準にすれば、応神天皇の在位年は西暦500年頃になり、応神天皇は継体天皇に王位を渡したとする石渡説は紀年で齟齬をきたすことがなくなる。この編年見直しの正当性を主張するために氏が用いた自然科学的証拠は主に3つである。1)古墳・遺跡出土の木片試料について年輪年代測定法で得られた年代値、2)三方五湖のひとつである水月湖の湖底堆積物試料から得られた「自然環境の経年変動」を示すデータ、それに3)500年ごろに起こった榛名山二ツ岳爆発の時期による稲荷山古墳築造年代の推定、である。特に環境(温度)の経年変動データを重要視して、氏の二つの著書(注1、2)に福沢論文(1996)(注3)に

ある図を引用・転載し、自説の正当性の大きな根拠としている。さらに大山古墳(伝仁徳天皇陵)から出土したとされる環頭太刀を始めとする遺物の年代値を基に大山古墳の築造年代を考古学的手法で求め、その築造は510年代であり、伝仁徳天皇陵は継体天皇陵であるとした。

これら自然科学的及び考古学的な証拠とするものに関する石渡氏の論考の妥当性について検証を試みる。次いで、最後に、これら一連の考察をもとに、「鉄剣銘文の辛亥年は471年、獲加多支鹵=ワカタケル=雄略天皇=倭王「武」の等式は成り立つか」について「まとめの私見」を述べて話しを締めくくりたい。

注1)石渡信一郎(2001)『百済から渡来した応神天皇』(三一書房)p.106.

注2)石渡信一郎(2016)『新訂 倭の五王の秘密』(信和書房)p.198.

注3)福沢仁之(1996)「稲作の拡大と気候変動」『季刊考古学』56号、pp.49-53.

以上。

ゼミ会場と時間 13:15~16:50

- 1、全水道会館(水道橋駅)・中会議室(5階)
- 2、JR水道橋駅(東口)・都営三田線水道橋駅(A1口)下車徒歩1~2分
- 3、電話:03-3816-4196

頑固で反骨の大伴古麻呂

—唐朝廷での席次争いと鑑真招聘—
—清野 敬三会員記—

◇はじめに◇

古代の名族大伴氏は、奈良時代に入るとその勢力に陰りが差し、大伴家持の頃には、新興の藤原氏の後塵を拝するようになった。その家持と同世代の大伴古麻呂は、生まれつき一本気の性格で負けん気が強く、同族の生ぬるさを嫌い、藤原氏への対抗心も人一倍強かった。

天平勝宝4年次(752)の遣唐副使として渡唐した古麻呂は、玄宗皇帝臨御の朝賀において日本の席次が新羅より下位に置かれていたことを不満とし、猛烈に抗議し日本と新羅の席次を交換させ、その上位に列した。

また、鑑真和上の日本招聘に際し、和上の乗船が唐の官憲から阻止され、遣唐大使の藤原清河も下船を命じた。それを知った古麻呂は、独断で自らの副

使船に乗せ、鑑真和上の来日を成し遂げた。しかも鑑真の乗る予定であった清河の船は暴風に遭って南方に流され、日本へ渡航できなかったことを考えると、結果として古麻呂の反骨心と強引さが、鑑真の日本招聘を成功させたと云える。

大伴古麻呂は、古代人の中でも僕の好きな人物の一人である。

◇古麻呂の系譜◇

古麻呂の生年月日は不明であり、父親も複数の史料があり判然としない。しかし、『万葉集』に、天平2年(730)太宰帥の大伴旅人が病気になり、遺言を伝えるために庶弟稲公と姪胡麻呂を呼び寄せたという記述がある(巻四 567 山口忌寸若麻呂の歌の左注)。旅人の兄弟には田主・宿奈麻呂・稲公がおり、古麻呂はこのうちの誰かの子であると考えられる。姪は甥の意であり、旅人の子家持とは従兄弟の関係になる。

この年、家持は14歳の若年であり、一方古麻呂は治部少丞の官職に就いているので、年齢は不詳ながら家持よりは年長とみてよい。

◇天平4年次遣唐使で渡唐◇

天平4年(732)遣唐使の派遣が決まり、多治比広成を大使、中臣名代を副使とする発令があった。古麻呂も遣唐使の一員に選ばれ、翌天平5年(733)一行590人は4艘の船に分乗し唐に渡った。古麻呂は、帰国にあたり唐僧の陳延昌から「大乘經典」を託され、日本にもたらしている。石山寺に残る『遺教経』写本に「唐清信陳延昌、此の大乘経を莊嚴し、日本国使・国子監大学の朋古満に附して、彼に流傳せしむ」とある。この朋古満を、阿倍仲麻呂の謙従羽栗吉麻呂とする説もあるが、大伴古麻呂の唐名とみてよいだろう(東野治之『遣唐使』岩波新書)。

古麻呂は帰国後、天平10年(738)兵部大丞となり、天平17年(745)には、家持と並んで従五位下に叙された。天平勝宝元年(749)聖武天皇から譲位された孝謙天皇の即位後、古麻呂は左少弁に任じられた。この時、光明皇后の皇后宮職として紫微中台が設けられ、これが藤原仲麻呂の権力基盤となっていく。

◇唐の朝儀での席次争い◇

天平勝宝2年(750)、古麻呂は二度目の遣唐使節に選ばれた。大使は藤原清河で、副使は古麻呂と、やはり再度の渡唐になる吉備真備である。天平勝宝4年(752)、出港にあたり節刀の授与が行われ、古麻

呂は従五位上から一挙に4階昇進して従四位上に叙せられた。同族で古麻呂と気の合う衛門督大伴古慈斐は、壮行の宴を催してくれた。その席で多治比鷹主が古麻呂に贈った歌が『万葉集』にある。「韓国に往き足らはして帰り来む丈夫武雄に御酒たてまつる」(巻十九 4262)

遣唐使節は唐都長安に入り、天平勝宝5年(753)正月、玄宗皇帝臨御の朝貢諸国による朝賀に出席した。この時、日本の席次が西側の第2席で、第1席の吐蕃の下に置かれ、東側は新羅が第1席、大食国が第2席で、日本は新羅より下位になっていた。古麻呂はこれを見て「新羅は昔から日本に朝貢している国であるのに、上位にあるのは義に合わない」と厳重に抗議した。唐の將軍吳懷実は古麻呂の納得しない様子を見て、新羅の席と日本の席を交換し、日本を上位の席とした。

この逸話は、『続日本紀』天平勝宝6年正月条の大伴古麻呂の帰朝報告の奏言で知られており、『大日本史』などでは国威宣揚の史料として引用されている。一方、これを疑問視し、古麻呂の奏言を虚構とする見解が山尾幸久氏や韓国の卞麟錫氏から出されている。しかし、『続日本紀』以前に書かれた鑑真の弟子思託撰『延暦僧録』にも同様の記事があるので史実とみてよいだろう(石井正敏「大伴古麻呂の奏言について」『法政史学』)。

◇鑑真に日本招聘を要請◇

話は遡るが、天平5年次の遣唐使船には、授戒の師を招請する使命を帯びた栄叡・普照二人の学問僧も乗っていた。律令制下では僧尼は租税免除や刑罰軽減などの特権があり、当時、奈良では正式な手続きを経ない私度僧が多かった。政府は僧尼令により私度僧を厳しく取り締ると同時に、伝戒師制度を普及させるため唐から戒律を伝える師僧を招聘しようとした。

栄叡と普照は、戒律僧として高名な鑑真を揚州大明寺に訪れ、渡日できる弟子の推薦を依頼した。しかし、危険を冒してまで渡日を希望する弟子はいなかった。それならばと、鑑真は自ら渡日する決意を宣言し、弟子たちも随行することとなった。しかし、渡日は難航した。渡海を嫌った者の密告による出港の阻止や、暴風による遭難など、5度にわたり渡海の試みは失敗した。その間、長年の苦労がたたり栄叡は死亡し、鑑真も各地を遍歴した疲労から視力を

失うに至った。なお、この辺の苦勞の有様を、井上靖が小説『天平の躰』でみごとに描いている。

◇鑑真の渡日◇

5 度にわたる失敗にもめげず、鑑真の渡日の決意は揺るがなかった。天平勝宝 4 年次の遣唐使節は、帰国にあたり鑑真らを招聘する許可を玄宗皇帝に上奏した。道教を信仰する玄宗は、鑑真らの渡日には反対しなかったが、道士も一緒に連れて行けとの条件をつけた。これは日本にとっては困ることであった。鑑真らは大使の第 1 船に乗ったが唐当局の知るところとなり、大使清河は自重して鑑真らに下船を命じた。これを救ったのが古麻呂である。古麻呂は、清河にも知らせず全くの独断で鑑真ら一行を自分の第 2 船に収容し、4 艘そろって出港した。

この鑑真が日本へ向かって出発した港が「黄泗浦」である。僕は以前『斑鳩の白い道の上に』の著者上原和氏と一緒に、10 日余りをかけて中国の「鑑真ゆかりの地」を巡る旅をしたことがある。「黄泗浦」は、揚子江の流れが変わり現在は内陸になってしまったが、古麻呂の決断と鑑真の心情に思いを馳せ、感慨深いものがあった。

遣唐使船は風波に揉まれながらも、第 1 船から第 3 船までは無事阿古奈波(沖縄)に到着したが、第 4 船は消息を絶った。3 艘は沖縄を出港後、またも暴風雨に遭遇した。古麻呂・鑑真の乗る第 2 船は辛うじて薩摩半島の秋妻屋浦に到着し、吉備真備の第 3 船も少し遅れて漂着した。しかし、第 1 船は、遠くベトナム北部まで流され、清河は唐へ戻ることになり、ついに日本への帰国は叶わなかった。なお、この第 1 船には、35 年前留學生として渡唐し、科擧に合格して玄宗に仕えた阿倍仲麻呂も乗船しており「天の原振りさけ見れば…」と詠んだ望郷の思いも空しくなった。

翌天平勝宝 6 年(754)正月、古麻呂は朝廷に帰国の復命をし、渡唐の功勞により副使真備とともに正四位下に叙せられ、さらに左大弁に任じられた。

◇藤原仲麻呂と対立、杖下に死す◇

当時、朝廷では藤原仲麻呂が光明皇太后と孝謙天皇の信任を背景に権勢を振るい始めた。かねてより、仲麻呂の台頭に不満をもったのが橘奈良麻呂である。古麻呂もその反骨心から仲麻呂には対抗心を燃やしていた。皇位継承をめぐり流言も飛び交い、世情は不穩の空気が漂った。

大伴氏では古慈斐が、仲麻呂の讒言にあつて朝廷を誹謗した罪で逮捕される事件も起きた。大伴家持は、一族の自重を促すため「族に喩す歌」長歌と短歌 2 首を発表している。その短歌の一つ「劔大刀いよいよ研ぐべし古ゆ清けく負ひて来にしその名そ」(『万葉集』卷二十 4467)

天平勝宝 8 歳(756)、聖武が没すると遺詔により道祖王が立太子した。しかし、翌年、不謹慎な行為があったとして皇太子を廢された。天皇から次の皇嗣について諮問があり、藤原豊成は道祖王の兄塩焼王を推し、古麻呂は文屋珍努と共に舍人親王の子池田王を推した。しかし、仲麻呂は天皇の選抜に従うと称し、孝謙と意を通じ、身内で意中の大炊王(後の淳仁天皇)を立太子させた。

天平勝宝 9 歳(757)5 月、養老律令が施行され、仲麻呂は紫微内相を設置し自らそれに任じ、軍事権の掌握を図った。奈良麻呂は兵部卿から右大弁に貶されて兵権を奪われ、古麻呂は鎮守府將軍兼陸奥按察使として陸奥への赴任を命じられ遠ざけられた。

大伴・佐伯・多治比氏らの仲麻呂打倒の動きを憂慮した孝謙天皇と光明皇太后は、輕挙を戒める勅を發し、鎮静化を図った。しかし同年 7 月、仲麻呂は、上道斐太都の密告と小野東人の自白に基づき、黄文王・安宿王・奈良麻呂ら多数の逮捕に踏み切った。古麻呂も、任地の陸奥国へ向かう途中、美濃国の関で捕らえられた。東人らの自白によると、奈良麻呂らは田村第の仲麻呂を討ち、孝謙天皇を廢し黄文王・安宿王・塩焼王・道祖王のうち誰かを即位させる計画であったとされる。

逮捕された者は、殆どが杖打たれ拷問により獄死した。古麻呂も連日、杖で打たれる拷問の末、絶命した。この橘奈良麻呂の変により古麻呂らの反対勢力は一掃され、藤原仲麻呂が名実ともに専制体制を確立することになっていく。了

次回 6 月 3 日ゼミ・テーマ

伊勢神宮の創建 II—アマテラスとタカミムスビ—
増田 修作会員